

手続名	根拠法令名	条	項	手続主体	担当課室	連絡・提出先	メールでの提出方法
電子情報処理組織を使用する者の届出等	港湾法施行規則	15	7	2 民間事業者等	港湾保安対策室	※令和3年度中にシステムによるオンライン化を予定	
工作物等を返還する場合の所有権等を証するに足りる書類及び受領書の提出	港湾法施行規則	37		民間事業者等	港湾管理課	pa.skr-kanri-i88s3@mlit.go.jp	港湾法施行規則第九号様式の電子ファイルの所定の欄に氏名等をご記載の上、ご提出ください。
埠頭保安管理者選解任の届出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	30	2	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
埠頭保安規程の軽微な変更の届出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	32	8	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
重要国際埠頭施設以外の埠頭保安管理者選解任の届出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	33	2	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
重要国際埠頭施設以外の埠頭保安規程の軽微な変更の届出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	33	2	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
重要国際埠頭施設以外から重要国際埠頭施設になった施設の埠頭保安管理者選任の届出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	33	4	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
水域保安管理者の選解任の届出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	38	2	地方等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
特定港湾管理者が管理する水域以外の水域の保安管理者の選解任の届出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	41	2	地方等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
特定港湾管理者が管理する水域以外の水域から特定港湾管理者が管理する水域になった水域保安管理者選任の届出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	41	4	地方等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
国際埠頭施設の基準に該当することの届出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	53	4	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
埠頭施設管理者選任届出書の変更の届出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	56	4	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
埠頭施設保安評価準備書の提出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	58	3	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
埠頭保安規程の承認申請	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	59	1	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
埠頭保安規程の重要な変更等の申出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	60	1	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
埠頭保安規程の変更承認申請	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	60	2	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
重要国際埠頭施設以外の埠頭保安規程の申出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	62	2	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。

重要国際埠頭施設以外の埠頭施設の施設管理者選任届出書の変更の届出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	62	3	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
重要国際埠頭施設以外の埠頭埠頭施設保安評価準備書の提出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	62	3	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
重要国際埠頭施設以外の埠頭保安規程承認申請書の提出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	62	3	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
重要国際埠頭施設以外の埠頭保安規程の重要な変更等の申出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	62	3	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
重要国際埠頭施設以外の埠頭保安規程の変更承認申請	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	62	3	民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
埠頭の保安の確保に必要な措置に関する報告	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	63		民間事業者等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
水域施設管理者選任届出書の変更の届出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	66	4	地方等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。
特定港湾管理者が管理する水域以外の水域施設管理者選任届出書の変更の届出	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	72	4	地方等	港湾保安対策室	pa.skr-hoan-i88s3@mlit.go.jp	左記メールアドレス宛提出してください。